

松前町地域材で建てる住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松前町地域材で建てる住宅支援事業に要する経費について予算の範囲内で交付する補助金の交付の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 松前町内において、地域材を活用して、住宅等を新築又は増改築する者に対して、地域材使用量に応じて建築費の一部を助成することにより、地域材の需要拡大を図るとともに、森林資源の循環利用による地域の森林整備の促進と林業・木材産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 専用住宅及び併用住宅並びに別棟の附帯施設（店舗・事務所・車庫・物置倉庫等）をいう。
- (2) 地域材 町内の森林から産出された木材を加工又は製品化したもの又は北海道内の森林から産出され、町内で加工又は製品化されたものをいう。
- (3) 町内業者 町内に事務所を置く法人及び個人事業者で、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の建築工事に係る許可を受けているものをいう。

(補助の対象)

第4条 補助金は、町内に地域材を活用して自らが居住する住宅又は町内に住所を有する者が使用又は管理する住宅等の新築又は増改築を行う者（以下「補助対象者」という。）に対し、当該新築及び増改築に要する経費の一部について交付するものとし、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民登録（以下「住民登録」という。）がされている者であること。ただし、町外の住民であって、住宅を新築又は増改築することに伴い、町の住民基本台帳に登録される予定の者（以下「新築等に伴う転入者」という。）を含む。

法人の場合にあっては、町内に本店又は支店等を登記している法人に限る。

- (2) 補助対象者が松前町特定滞納者等に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成23年松前町条例第16号）第2条に規定する特定滞納者等でない者
- (3) 新築及び増改築に係る工事は、町内業者が施工するものであること。
- (4) 地域材の活用の状況や使用量等について、町の広報及び町のホームページ等への掲載に同意をすること。
- (5) 当該年度の3月31日までに事業完了する工事であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住宅等に使用された地域材の体積又は面積に対し、別表1に定める交付条件を満たしたものに補助金算出単価を乗じて算出した額とし、その上限は別表1に定めるところとする。

この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一住宅等について 1 回限りとする。

(補助金交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び居住者の住民票（法人の場合は、登記簿謄本等）
- (2) 町税等納付状況等確認同意書（別記様式第 2 号の 1 又は 2）
- (3) 建物全体及び地域材使用箇所を明らかにした図面（付近見取図、平面図、立面図、各伏図等）
- (4) 補助金の算出が明確になる書類
- (5) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第 7 条 町長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（別記様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。ただし、工事の着手は補助金の交付決定後とする。

(内容の変更等)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付決定内容の変更を行う場合は、あらかじめ補助金交付変更申請書（別記様式第 4 号）を町長に提出し、補助金交付変更決定通知書（別記様式第 5 号）により承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の増減額が当該経費の 2 割に満たないときは、この限りでない。

(実績報告書)

第 9 条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（別記様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅等の完成を証する書面（工事引渡（受渡）書の写し等）
- (2) 完成写真（建物全体及び地域材使用箇所）
- (3) 地域材の使用に関する書類（町内業者等の証明による）
- (4) 入居者全員分の住民票（住所変更後）
- (5) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 町長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第 7 号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 申請者は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付決定の日から起算して5年以内に、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、当該住宅等が承継されたとき又は町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 住宅等を他に譲渡し、又は取り壊したとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他事業の目的が達成できないと認めるとき。

(重複補助の禁止)

第13条 この要綱に規定する補助金の交付を受ける者は、同一事業につき本町が行う補助金の交付を重ねて受けることができない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象区分 (新築・増改築)	補助 上限額	交付条件	補助金算出単価
専用住宅 併用住宅 (居住の用に供するもの)	100万円	1 構造材 地域材を2m ³ 以上使用	1 構造材 地域材の使用量 1.0m ³ につき 40,000円
附帯施設 (居住の用に供するもの以外)	50万円	2 内外装材等 地域材を10m ² 以上使用 (構造用合板を除く。)	2 内外装材等 地域材の使用量 1.0m ² につき 4,000円

備考

- 1 「構造材等」とは、軸組、床組、小屋組などの部分に用いられる木材をいう。
- 2 「内外装材等」とは、床、壁、天井などに使う仕上げ材や下地材など建築の外側を装飾する木材をいう。